

河合町議会会議録

令和5年 11月6日 開会

河合町議会

令和5年第6回（11月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（11月6日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第40号の質疑、討論、採決	7
○議案第41号の質疑、討論、採決	12
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	15
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

河合町告示第34号

令和5年第6回（11月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年10月31日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和5年11月6日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第41号 個別外部監査契約の締結について

令和 5 年 1 1 月 6 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和5年第6回（11月）河合町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年11月6日（月）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて
日程第 4 議案第41号 個別外部監査契約の締結について
日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	杵本 貴司	2番	常盤 繁範
3番	梅野 美智代	4番	佐藤 利治
5番	中山 義英	6番	坂本 博道
7番	長谷川 伸一	8番	杵本 光清
9番	大西 孝幸	10番	馬場 千恵子
11番	岡田 康則	12番	疋田 俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森川 喜之	副 町 長	佐藤 壮浩
教 育 長	上村 欣也	企 画 部 長	森嶋 雅也
総 務 部 長	上村 卓也	福 祉 部 長	浮島 龍幸
環 境 部 長	石田 英毅	ま ち づ く り 推 進 部 長	福 辻 照 弘
総 務 部 次 長	小野 雄一郎	教 育 委 員 会 長 事 務 局 次 長	中 尾 勝 人

財 政 課 長 松 本 武 彦

住 宅 課 長 森 川 泰 典

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得 高 根 亜 紀

主 事 平 井 貴 之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第34号をもって令和5年第6回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第6回臨時会は成立いたしましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和5年第6回（11月）臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今臨時会では、議案第40号から第41号の2議案を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、11番、岡田康則議員、1番、杵本貴司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

10月31日、議会運営委員会を開催させていただいておりますので、岡田康則議会運営委員長に会期等についてを報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会より報告いたします。

去る10月31日に議会運営委員会を開催して、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日11月6日の1日限りといたします。

本日の議事日程につきましては、議案第40号、第41号の2議案、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査についてを上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期等は、委員長報告のとおり1日限りといたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第40号から第41号までの2議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、今臨時会に上程いたされました議案第40号から第41号の2議案につきましてご説明申し上げます。

議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてでございます。

このことにつきましては、私債権（住宅使用料）の債権管理について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用する同法第252条の39第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号 個別外部監査契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、私債権（住宅使用料）の債権管理について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施するに当たり、弁護士、馬場智巖氏と個別外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用する同法第252条の39第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、案件の説明を終わらせていただきます。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、議案第40号を質疑させていただきます。

内容については記されているとおりでと思うんですけども、私としましては、質問させていただきたいのは2点ございます。

私債権（住宅使用料）の債権管理について、調査期間、監査期間としましては、どのぐらいの過去を遡る形で調査する予定でありますか、これが1点目。

もう一点目ですが、私債権、今回、住宅使用料に限定している形ではありますが、他の私債権に関しては調査の対象にならない。今回に関しましては住宅使用料、これについて、限定して個別外部監査を行うということによろしいのでしょうか。

この2件、質問させていただきます。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、今回の住宅使用料の債権、過去どれほど遡るかというところでございますが、詳しくはまた、初回の外部監査人との打合せにより決定したいと考えておるんですが、私どもとしましては、かなり長期にわたる債権を持ち続けているという現状も踏まえまして、可能な限り遡りたいと考えております。

次に、ほかの私債権の部分でございますが、私債権のうち、厳密に言うと、住宅使用料のほか、例えば私法上の契約に基づく建物や住宅などの賃貸借契約、そういったものも私債権に含まれるわけですが、今回は住宅使用料が私債権の大部分を占めますので、また、もう一つの私債権である上水道料金の部分というのは終わっておりますので、今回は住宅使用料に集中してやってまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、金額の多寡によって判断されるべきじゃないかなと思うんですよ。私債権、今ご答弁いただいた内容のとおり、あともう一件あるぐらいですよ。これ、一緒にすべきではなかったのかなと思うんですけども、いかがですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回、監査内容を決定した経緯といたしましては、これまでいろいろな議会の場での議論の内容であったり、また、令和4年度決算における監査委員から

の意見として、決算審査における意見といたしまして、今回時効の援用を行った以外の住宅使用料の部分、ここをきちんと今後、債権者として債務者に、これまで請求できていなかったことが原因だと考えられるので、今後の債権管理の在り方を総括する。そして、総額5,000万円程度のそういった部分の債権について、詳細な調査をし、どのような処理を行っていくかということで審査意見が出されております。このことを踏まえまして、今回、住宅使用料に集中していこうと考えたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問1件いたします。

この監査の事務を所掌する部局は、どの部局が行うのでしょうか、教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 個別外部監査を所掌する部局でございますが、今、総務課で、例えば監査に係る資料の提出などを監査委員に提出している。また、総務課の課長時代に、私が個別外部監査の導入実施に係るプロジェクトチームを担当させていただいたという経緯で、一旦、こういった外部監査契約の担当は総務課でさせていただいております。

ただ、実際には、監査委員の事務局と共同で、監査の立会いなどを行っているというところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） よろしいです。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。

では、賛成討論をさせていただきます。

平成30年から令和4年の5年間だけでも、町の公営住宅関連の住宅整備費、住宅維持補修

費等の総額は1億4,000万円に上っております。令和2年度に策定した公営住宅等長寿命化計画、30年間計画で約16億4,900万円となっております。令和2年から令和11年度の初年、第1期間10年間の改修等の計画事業は、約3億円と見込まれています。

これらの財源は、河合町民の貴重な税金と国税の一部でございます。公平性を重視した応能応益の理念を尊重していただき、共益費含む住宅使用料、私債権の監査を実施することを強く要望します。よろしくお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も賛成討論させていただきます。

往々にして、こういった形の外部の方と契約を結んで招聘する形で監査を行うというのは、非常に抵抗があったりするわけですね。そういった状況の中で選択されることとしましては、内部的に自分たちのほうで調査しますからという形で、往々にして陥りがちになります。

しかしながら、今回の調査については、しっかりと制度を活用して、予算立てられている金額を使う形によって、しっかりと調査を行って、その後、しっかり町民に対して示すという形を今回手続として行うということは、私としましては非常に喜ばしいことだと考えておりますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 賛成討論させていただきます。

長きにわたって、たくさんの諸先輩議員からも意見が過去にあったと思いますけれども、それをやっとなら、町のほうで一步前進することができるのかなと思って感謝しております。

それと、基本になるのは、今建っておられる、お住まいになっている住宅、やはり——予定のやつは早く——、それと、住居されている方の移転も、補助等も出しているでしょうけれども、それを速やかに行うのと同時に、基本になっているのは、一般の全ての住民の方の税金で建てたものだという事を基に判断、そういうことを進めていただきたいと思います。

それと、他の議員と重複するところがありますけれども、やはり今まで内部監査を行ってきました。議員代表の諸先輩の監査委員、住民代表の監査委員等も含めてやってきましたけれども、そのやってきた結果が今の現状を招いていると。そういう意味では、やはり外部の

識者の力を借りないとうしようもないというのが、私の率直な考えでございます。今回は期待して見守りたいと思っております、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成討論させていただきます。

これで公債権も終わって、私債権もこれで終わるといふことで、河合町の持っている債権は、これでほぼ全て終わるのかなといふふうにお願ひしております。

今回、これで3回目なんですけれども、やはりこういう監査を通じて分かったことに対して、やはり河合町が改善していかないと意味がないので、こういう事実が判明した、それだけで終わっては、みんなの税金を使って監査をやる以上、やはり将来に向かって何か改善といふ、終わってから2年後、3年後、これだけ河合町は変わったといふふうに見えるように、やはり改善策は必ずやって、公表してください。そのように努力してください。

1回目、2回目もやりまして、かなりの成果は上がっておりますので、今回の3回目も期待しておりますので、その点よろしくお願ひします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては可決されました。

以上、暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

- 議長（疋田俊文） 再開します。
- 4番（佐藤利治） 議長、すみません。
- 議長（疋田俊文） 佐藤議員。
- 4番（佐藤利治） 先ほどの質疑ですが、潰すという強引な表現があったことを訂正いたしたいと思います。申し訳ございません。
- 議長（疋田俊文） はい。
-

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（疋田俊文） 日程第4、議案第41号 個別外部監査契約の締結についてを議題とします。

なお、地方自治法第252条の39第6項の規定により、監査委員より契約する外部監査人について、異議のない旨のご意見をいただいております。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（疋田俊文） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 一応確認のために、議案第41号の内容について、契約の内容、締結内容について、確認の質疑をさせていただきます。

今までのとおり、1人、契約の相手方を結んで、その方との話合いによって、例えば補助的な形で、ほかの弁護士先生をお願いするといったことも、この金額に含まれる形で行っていくのか。

理由としましては、先ほどご答弁、前の議案についてご答弁あったとおり、どのぐらい遡って私債権の監査を行われるかというのは、話合いによってという形のものでご答弁いただいております。そう考えますと、どのぐらいの方が、契約者である弁護士さんお一人だけでできるということは、ちょっと想定されないのではないかなと。

そういった意味合いとしましては、しっかりと補助の方もつけていただいて、限られた期間でございますが、その内容を抜け落ちがないように調査していただくことが大事だと思いますので、確認のために質問させていただきます。この300万円の金額で収まるでよろしい

んですかね。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の個別外部監査契約の300万円の内訳としましては、まず個別外部監査委員としましては、こちらの馬場弁護士を予定しておりますが、あと別に、弁護士資格を持つ補助人2名を加えて、3名の体制で行っていただく予定をしております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、この300万円の中に交通費は含まれていますでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の個別外部監査の300万円の中に、交通費が1回当たり1,180円、こちらは電車、近鉄奈良駅から池部駅の往復の費用として計上しております。

○5番（中山義英） もう一点、議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ここには契約金額、300万円を上限とするということで、役場のほうからは相手との、いわゆる値切り交渉というか、できるだけやはり安くしてもらいたいという、そういう交渉とかは一応されていますでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回、弁護士会に依頼するに当たりましては、令和元年度と同じ1時間当たり1万1,000円をお願いしたいということをお伝えしております。初回の外部監査の際に、この1万1,000円というのは、初回ということでお試し価格、値引きしているものだというのでおっしゃっておられたんですが、それをちょっと継続していただく形になっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問いたします。

今回の議案を見ますと、契約の目的としましては、私債権（住宅使用料）の債権管理に関

する監査の結果に関する報告となっております。この報告についてご質問します。

監査終了後、監査結果の報告並びに結果報告書の公表の方法は、どのように今現在、町側は検討し、やるのか、予定を教えてください。前回の公債権の監査結果報告を見ますと、町のホームページにのみ発信しておりました。この点について、監査結果はどのような報告をされるのか、計画を教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 監査結果の報告内容を決定した場合、地方自治法上、議会、そして町長、監査委員、そして、その他監査内容に関係する執行機関について、ある場合には、そちらにも監査の報告を提出すると規定されているところでございます。

それに加えて、昨年、前回はホームページで公表を実施しておるわけなんですけれども、今後そういった、さらなる公表の仕方というの、外部監査人を交えて検討してまいりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございますか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 2回目の質疑をさせていただきます。これで最後だと思うんですけども、2回目の質疑をさせていただきます。

この監査は、外部監査を実施するにおいて、どの場所で行われるかというのを考えていらっしゃるんであれば、今のうちにお話しいただけますでしょうか。

理由としましては、しっかりと監査をする場所、庁内のどこで行っていくというところは、しっかり確保すべきだと思うんですね。加えて、内容が内容ですので、ある程度安全性、そういったものも担保しないといけないのではないかなと考えるところでございます。あまり人目につかないところもいけないと思うし、しっかりと、人の流れがちゃんと把握できるようなところで行っているというところも必要だと思います。

以前の外部監査においては、実施している場所は把握しているんですけども、今回どのように考えていらっしゃるのかというところの部分、ご答弁いただけますでしょうか。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回、監査の実施場所として予定しておりますのは、役場庁舎

の3階の会議室を想定しております。

それで、安全性の確保というところでございますが、外部監査人には当然、守秘義務があるわけなんですけれども、それに加えて、監査の始まりから終わりの間だけ、監査対象の個人情報が入ったようなファイルなどは提供させていただいて、監査終了の際には必ず執務室に持ち帰るといった運用を心がけようと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑が内容ですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第41号 個別外部監査契約の締結については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、議会の運営に対する事業について、閉会中もこれを継続していきたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（足田俊文） これで本日の日程は全て議了しました。

令和5年第6回臨時会をこれもちまして閉会いたします。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 杵 本 貴 司